

労働保険事務組合の事務委託を解除した事業主の皆様へ

労働保険の加入手続きが必要です！

(委託時の労働保険番号は使えません)

労働者（臨時労働者、アルバイトを含む）を雇用している場合、新たな労働保険番号の取得手続きが必要になります。

委託解除後、速やかに事業場の所在地を管轄する労働基準監督署で労働保険の個別加入手続きをお願いします。

<提出書類>**期限**

- ・労働保険関係成立届 委託解除日の翌々日から10日以内
- ・労働保険概算保険料申告書 // 50日以内

※事業活動を確認できる書類をご持参願います

(例：賃貸契約書・直近の公共料金請求書など)



※労災保険法には故意または重大な過失により労災保険に係る保険関係成立届を提出していない期間中に生じた事故について、労災保険給付を行った場合、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができるという規定が設けられています。

【問い合わせ先】：大阪労働局総務部労働保険適用・事務組合課（06-4790-6340）
または、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署

雇用保険の手続きについて

雇用保険に該当する労働者を雇用している場合、上記労働保険の加入手続き後に事業場の所在地を管轄するハローワークで労働保険番号の変更手続きが必要になります。

<提出書類>**期限**

- ・雇用保険事業主事業所各種変更届 変更日の翌日から10日以内

※労働基準監督署に提出した労働保険関係成立届の控をご持参願います

雇用保険に該当する労働者を初めて雇用する場合には、雇用保険適用事業所設置届等の別の手続きが必要になります。



【問い合わせ先】：事業場の所在地を管轄するハローワーク